

⑥ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

問 市下水道課(内線71111) 市資源循環課(内線128)

(公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4000 県環境対策課 Tel 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律で義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆様のご協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申し込み
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上 (全ばっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから4～9か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

⑦ 節目年齢の方に記念品を贈呈します

問 笠間地区：笠間支所保険福祉課(内線 72134) 友部地区：高齢福祉課(内線 175)

岩間地区：岩間支所保険福祉課(内線 73172)

市では、多年にわたり社会の進展に貢献されてきた方々を敬愛し、長寿を祝うため記念品を贈呈します。

対象年齢	贈呈内容	贈呈方法
75歳、77歳(喜寿) 80歳(傘寿)、88歳(米寿) 90歳(卒寿)、99歳(白寿) ※1	記念品	対象者のお住まいへ 9月上旬から中旬頃に 郵送します。 ※2
100歳(百寿)	記念品 (他に、国・県から記念品・祝状)	市が直接贈呈します。
市内最高齢者	祝状・丸筒・記念品	

※1 対象年齢に到達する学年(4月2日～翌年4月1日生まれ)の方が対象となります。

※2 地区の敬老会実行委員会または施設からお渡しする場合があります。

粗大ごみ戸別収集は、いばらき電子申請・届出サービス
(右の二次元コード)でいつでも申し込みできます。

